

徳島県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 796,897	千円 475,225,049	千円 7,525,945	千円 117,615,125	% 24.7	% 27.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 12,733	千円 54,426,312	千円 10,268,210	千円 22,043,567	千円 86,738,089	千円 6,812	千円 7,252

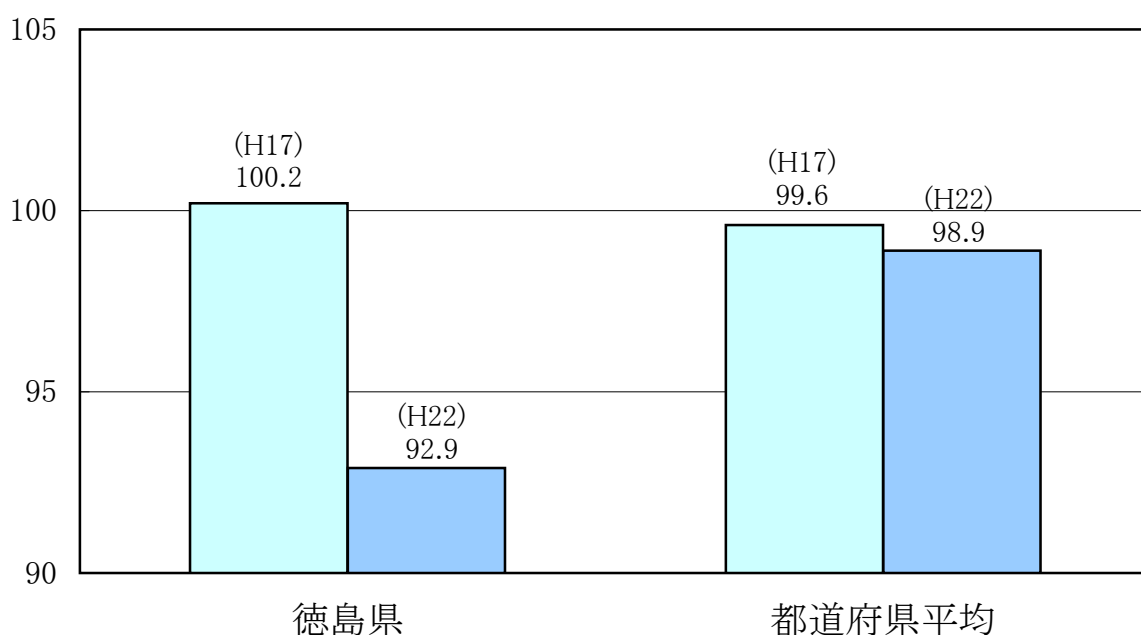
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

本県の財政の健全化に資するため、職員の給料月額、管理職手当等を次のとおり減額しています。

平成16年4月1日～平成19年3月31日	管理職手当を約10%減額
平成19年4月1日～平成19年12月31日	管理職手当を10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	給料を7%～10%減額(医師を除く) 管理職手当を15%減額

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円 374,310	円 375,403	▲1,093 円 (▲0.29 %)	% ▲0.31	% ▲0.31	% ▲0.19

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	月 3.97	月 4.15	月 ▲0.18	月 ▲0.2	月 3.95	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(22年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100	481,300	541,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳島県	44.2 歳	326,401 円	406,981 円	355,152 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
都道府県平均	43.7 歳	333,950 円	424,247 円	381,330 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
徳島県	46.7 歳	273 人	313,314 円	354,076 円	332,733 円
うち自動車運転手	52.9 歳	12 人	354,473 円	396,707 円	373,076 円
うち守衛	41.5 歳	13 人	284,953 円	340,464 円	311,607 円
うち用務員	45.4 歳	80 人	302,358 円	329,042 円	318,835 円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円
都道府県平均	49.3 歳	416 人	331,561 円	387,402 円	364,759 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
徳島県	—	—	—	—
うち自動車運転手	自家用兼用自動車運転手	51.3 歳	188,900 円	2.10
うち守衛	守衛	55.1 歳	298,300 円	1.14
うち用務員	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.54
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
徳島県	—	—	—
うち自動車運転手	6,525,613 円	2,527,700 円	2.58
うち守衛	5,423,280 円	4,229,500 円	1.28
うち用務員	5,398,514 円	3,008,200 円	1.79

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	43.7 歳	359,479 円	403,740 円
都道府県平均	44.8 歳	386,923 円	450,762 円

④ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	46.5 歳	369,097 円	407,969 円
都道府県平均	44.0 歳	373,665 円	430,570 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与額 (国ベース)
徳島県	39.9 歳	310,895 円	422,038 円	333,790 円
国	41.3 歳	318,139 円	—	369,610 円
都道府県平均	39.7 歳	325,926 円	469,083 円	371,475 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況(22年4月1日現在)

区 分		徳島県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	—
	中学卒	133,100 円	—
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	—
	高校卒	154,900 円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700 円	—
	高校卒	154,900 円	—
警察職	大学卒	197,200 円	200,000 円
	高校卒	164,700 円	158,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	232,359 円	278,760 円	338,301 円
	高校卒	199,578 円	237,966 円	289,642 円
技能労務職	高校卒	— 円	222,363 円	281,428 円
	中学卒	204,879 円	224,182 円	243,263 円
高等学校教育職	大学卒	289,992 円	335,385 円	366,748 円
	高校卒	243,082 円	250,842 円	290,321 円
小・中学校教育職	大学卒	287,241 円	332,984 円	365,640 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警察職	大学卒	254,400 円	310,422 円	363,157 円
	高校卒	225,280 円	269,765 円	335,386 円

(注) 技能労務職(中学卒)の経験年数については、11年、16年、20年となっている。

高等学校教育職(高校卒)の経験年数については、13年、15年、20年となっている。

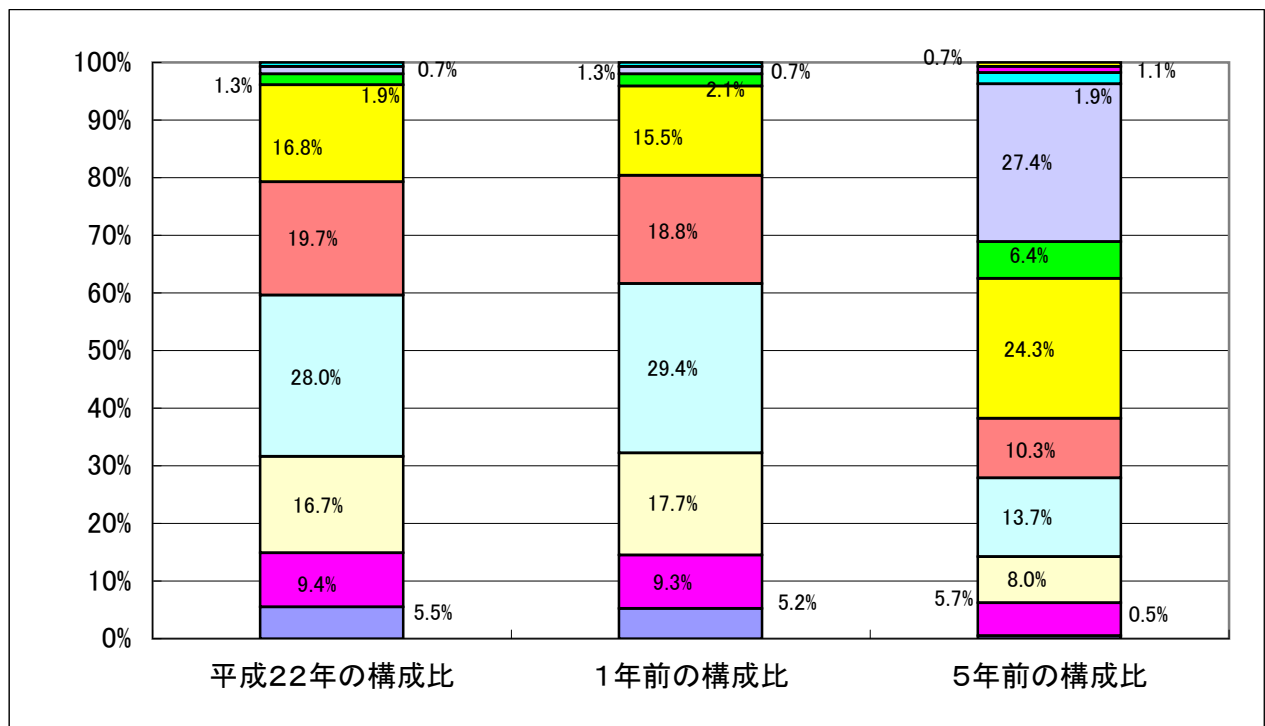
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	191人	5.5%
2級	主任主事	326人	9.4%
3級	主任	580人	16.7%
4級	主査、係長	970人	28.0%
5級	課長補佐	683人	19.7%
6級	課長	583人	16.8%
7級	次長	65人	1.9%
8級	局長	44人	1.3%
9級	部長	24人	0.7%

(注) 1 徳島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度から11級制から9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

ア. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を基準日として勤務成績の評定を実施。

イ. 昇給への勤務成績の反映状況

評定結果や内申に基づき5段階(極めて良好・特に良好・良好・やや良好でない・良好でない)の評価を実施し、その評価結果に基づいて昇給区分(8号俸～0号俸)を決定。
平成22年1月1日の昇給においては、特定職員で上位区分(8号俸)に決定された者が0.0%、標準区分(3号俸(昇給抑制職員については2号俸))に決定された者が99.2%、下位区分(1号俸)に決定された者が0.8%、特定職員以外の職員については、上位区分(8号俸)に決定された者が2.5%、標準区分(4号俸(昇給抑制職員については2号俸))に決定された者が94.6%、下位区分(2号俸、0号俸)に決定された者が2.9%であった。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

徳 島 県		国	
1人当たり平均支給額(21年度)		—	
1,686 千円			
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.4 月分	2.75 月分	1.4 月分
(1.5) 月分	(0.7) 月分	(1.5) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 23～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

ア. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を基準日として勤務成績の評定を実施。

イ. 勤勉手当への勤務成績の反映状況

評定結果や内申に基づき3段階(特に優秀・優秀・不良)の評価を実施し、その評価結果に基づいて成績率(121.5/100～74.5/100未満)を決定。
平成21年12月の勤勉手当において、特定幹部職員で上位区分(119/100)に決定された者が5.6%、(105.5/100)に決定された者が15.7%、標準区分(92/100)に決定された者が76.5%、下位区分(85/100)に決定された者が2.2%、特定幹部職員以外の職員については、上位区分(97/100)に決定された者が1.1%、(87/100)に決定された者が8.2%、(77/100)に決定された者が24.0%、標準区分(67/100)に決定された者が66.6%、下位区分(61/100)に決定された者が0.1%であった。

(2)退職手当(22年4月1日現在)

徳 島 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	7,168 千円	28,033 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		53,459 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		622 千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	22 人	18 %	18 %
大阪府大阪市	18 人	15 %	15 %
愛知県名古屋	2 人	12 %	12 %
香川県高松市	2 人	3 %	3 %
県内全市町村	12,610 人	0 %	0 %
医師	33 人	15 %	15 %
平均支給率		0.1 %	0.1 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4)特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	562,335 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	80 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	55.0 %	
手当の種類(手当数)	44	
手当の名称	支給対象	左記職員に対する支給単価
税務特殊勤務手当	(1)納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課徴収の業務に従事したとき (2)県税の賦課徴収又は国税犯則取締法に関する業務に専ら従事したとき	(1)日 額 730円 (2)月 額 23,400円
感染症防疫等作業手当	防疫作業に従事する職員又は保健所若しくは診療所に勤務する職員が、次に掲げる作業又は業務に主として従事したとき (1)感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業 (2)家畜伝染病の病原体を有する家畜等に対する防疫作業 (3)感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業 (4)保健所に勤務する保健師が行う感染症又は結核の患者に対する面接療養指導の業務	日 額 310円
漁業取締業務手当	取締船による漁業取締りに従事した場合又は漁業監督吏員が取締船に乗船しないで漁業取締りに従事したとき	日 額 370円

放射線取扱手当	放射線に関する業務に従事したとき	日 額 350円
社会福祉業務手当	(1)要保護者等を訪問して行う指導、相談又は調査に関する業務に従事したとき (2)福祉に関する業務に専ら従事したとき	(1)日 額 640円 (2)月 額 12,800円
精神保健福祉業務手当	(1)精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項若しくは第2項又は第29条の2第1項の規定による診察を行ったとき (2)法第27条第1項の規定による精神障害者又はその疑いのある者の居住する家庭を訪問して調査業務に従事したとき (3)(1)に規定する精神保健指定医の診察に立ち会ったとき (4)法第29条の2の2第1項又は第34条の規定により精神障害者を病院に移送したとき (5)法第47条第1項に規定する相談および指導の業務に従事したとき	(1)日 額 400円 (2)日 額 400円 (3)日 額 400円 (4)日 額 590円 (5)日 額 400円
職業訓練手当	職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練に従事したとき	月額 給料月額100分の10 (管理職手当を支給される職員にあっては、100分の3)
爆発物等取扱手当	(1)火薬類取締法又は高圧ガス保安法の規定による保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査の作業に従事したとき (2)計量法の規定による液化石油ガスメーターに係る検定若しくは立入検査又はクレーンを使用して行う特定計量器に係る検定若しくは検査の作業に従事したとき (3)爆薬を使用して行う破壊の作業に従事したとき	日 額 300円
有害物取扱手当	(1)有害物を使用して、健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査の作業に従事したとき (2)保健所の薬剤師が感染症等の病原体の検索又は培養検査の業務に従事したとき	日 額 340円
用地取得等交渉業務手当	土地の取得等に関し権利者との間において現地で行われる交渉業務に従事したとき	日 額 970円
環境衛生検査等業務手当	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物処理施設等に関する立入検査等の業務に従事したとき (2)浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査の業務に従事したとき (3)廃棄物処理施設又は浄化槽から排出される汚水の検査の業務に従事したとき (4)人体から排出されるふん便の集団的検査の業務に従事したとき	日 額 310円
廃棄物等現場指導業務手当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物処理施設等に関する立入検査等の業務に従事したとき、又は不法投棄等の取締りのため現地において指導若しくは監督を行う業務に従事したとき	日 額 970円
消防訓練業務手当	火災防御訓練又は救助訓練の実技指導の業務に従事したとき	日 額 470円
特殊自動車等運転作業手当	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転作業に従事したとき	日 額 300円
道路等管理業務手当	(1)道路、河川、海岸、港湾等の管理に関する法令違反若しくは砂利採取若しくは採石に関する法令違反の取締り業務又は道路、河川、国有財産等の境界確定に関する交渉業務に現地において従事したとき (2)徳島県港湾施設管理条例第8条の規定による使用料の徴収業務に現地において従事したとき	日 額 970円
公共土木施設災害応急作業手当	(1)豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視又は当該河川の堤防等における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業に従事したとき (2)豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生したため、若しくは発生するおそれがあるため道路法第46条第1項第1号の規定により通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業に従事したとき (3)豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した土地改良施設若しくは発生するおそれがある土地改良施設において行う巡回監視又は当該土地改良施設における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業に従事したとき	巡回監視 日 額 680円 応急作業 日 額 990円
公害防止業務手当	(1)大気汚染防止法第26条第1項の規定によるばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件の立入検査の業務に従事したとき (2)水質汚濁防止法第22条第1項の規定による特定施設その他の物件の立入検査の業務に従事したとき (3)ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定による特定施設その他の物件の立入検査の業務に従事したとき	日 額 310円

航空機搭乗業務手当	航空機に搭乗し、大気又は海洋の汚染状況の調査、災害時における救助活動等の業務に従事したとき	1時間 1,900円
狂犬病予防等業務手当	(1)化製場等に関する法律第6条第1項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の立入検査に従事したとき (2)狂犬病予防法の規定による犬の捕獲、抑留、殺処分若しくは病性鑑定又はこう傷犬の診断に従事したとき (3)と畜場法第14条の規定による獣畜のとさつ又は解体に係る検査に従事したとき (4)動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項若しくは第16条の規定による立入検査、同法第18条第1項の規定による引取り又は同法第19条第2項の規定による収容の業務に従事したとき (5)徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の規定による飼い犬の捕獲、収容又は殺処分に従事したとき	日 額 910円
特殊現場作業手当	(1)地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な個所において、測量、調査、指導監督に従事したとき (2)橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う調査又は指導監督に従事したとき (3)トンネルの坑内でトンネル掘り作業の指導監督に従事したとき (4)潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき (5)交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業、測定の作業に従事したとき (6)ビニールハウス又はガラスハウス内において、試験研究又は学生の実習に係る作業に1日につき2時間以上従事したとき (7)洪水警戒体制時のダム管理業務に従事したとき (8)海上にある異形ブロック等の足場の不安定な個所における検査、指導監督若しくは調査の作業又は水上における流木の除去等の業務に従事したとき (9)調査又は研究のため船舶に乗り込み、採水、採泥等の作業に従事したとき (10)崩壊、転落等の危険性のある急傾斜地等における現場調査若しくは検査業務、工事用重機が稼働している現場における指導監督業務に従事したとき	(1)日 額 450円 (2)日 額 450円 (3)日 額 450円 (4)潜水深度 10メートルまで1時間 310円 20メートルまで1時間 550円 30メートルまで1時間 780円 30メートル超 1時間1,500円 (5)日 額 450円 (6)日 額 300円 (7)日 額 650円 (8)日 額 450円 (9)日 額 450円 (10)日 額 450円
家畜管理業務手当	家畜の飼養等の管理業務に従事したとき	日 額 390円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員(管理職手当を受ける教育職員を除く)が、当該学級における授業又は指導に従事したとき (1)3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 (2)2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導	(1)日 額 350円 (2)日 額 290円
昼夜間勤務手当	(1)夜間の定時制課程以外の課程(以下「昼間部」という)の勤務を本務とする教育職員が夜間の定時制課程(以下「夜間部」という)の授業又はその補助を行ったとき (2)夜間部の勤務を本務とする教育職員が昼間部の授業又はその補助を行ったとき (3)夜間部の事務又はその補助に従事する普通職員	(1)1時間 600円 (2)1時間 600円 (3)日 額 700円
沖合手当	徳島県立徳島科学技術高等学校の学校職員が、漁業実習のため海上で勤務したとき	日 額 380円
考査手当	県立の中学校又は高等学校の教育職員が、県立の中学校又は高等学校の入学考査の結果処理のための勤務に従事したとき	1時間 220円
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教育職員で職務の級が小学校中学校教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の1級又は2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶとき (1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ①非常災害時における児童(幼児を含む。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ②児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ③児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3)対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日若しくは休日の代休日に行うもの (4)学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日若しくは休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分もしくは4時間である日に行うもの	(1)①日 額 6,400円 (甚大災害 12,800円) ②日 額 6,000円 ③日 額 6,000円 (2)日 額 3,400円 (3)日 額 3,400円以内 (4)日 額 2,400円以内
温室内作業手当	高等学校設置基準第6条第2項に規定する農業に関する学科を置く高等学校に勤務する学校職員がビニールハウス又はガラスハウス内において、生徒の実習に係る作業に1日につき2時間以上従事したとき	日 額 300円

教育業務連絡調整手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭のうち教務主任、学年主任その他の主任等で、困難な職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき	日 額 200円
潜水手当	徳島県立徳島科学技術高等学校の学校職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき 潜水深度 (1)10メートルまで (2)20メートルまで (3)30メートルまで (4)30メートルを超える場合	(1)1時間 310円 (2)1時間 550円 (3)1時間 780円 (4)1時間 1,500円
犯罪捜査作業手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)主として犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に従事する私服員たる警察職員が行う作業 (2)銃器に係る犯罪の犯人の逮捕等の作業で次のいずれかに該当するもの ①銃器又は銃器と考えられる物が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕、人質の救出又は犯人の説得の作業 ②銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の作業 ③①に掲げる作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ④②に掲げる作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ⑤銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に係る暴力団の事務所等の直近における固定配置による警戒作業	(1)日 額 560円 (2)①日 額 1,640円 ②日 額 1,100円 ③日 額 1,100円 ④日 額 820円 ⑤日 額 820円
犯罪鑑識作業手当	警察職員が、指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して、次に掲げる作業に従事したとき (1)主として犯罪現場において行う犯罪鑑識作業 (2)(1)以外の犯罪鑑識作業	(1)日 額 560円 (2)日 額 280円
交通捜査作業手当	警察職員(特殊自動車運転作業手当の支給を受ける警察職員を除く)が主として交通の指導取締り、交通事故の処理の作業又は交通事故事件の捜査作業に従事したとき	日 額 560円
特殊自動車運転作業手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)高速自動車国道又は自動車専用道路において高速道路交通警察隊に所属する警察職員が行う交通取締り用自動車の運転作業 (2)交通取締り用大型自動二輪車の運転作業 (3)交通取締り用自動車その他特殊自動車の運転作業((2)の作業を除く)	(1)日 額 560円 (2)日 額 560円 (3)日 額 420円
通信指令作業手当	警察職員が主として通信指令作業に従事したとき	日 額 160円
看守手当	警察職員が警察署において留置施設の看守業務に従事したとき	日 額 290円
警ら作業手当	警察職員が警ら活動その他の地域警察活動の作業に従事したとき	日 額 300円
少年補導手当	警察職員が主として少年の補導作業に従事したとき	日 額 350円
術科指導手当	警察職員が柔道、剣道等の術科指導に従事したとき	日 額 300円
死体処理手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)死体の解剖の立会い又は補助の作業 (2)死体の収容又は検視の作業	刑事調査官の職にある警察職員 1体 3,200円 その他の警察職員 (1)1体 3,200円 (2)1体 2,200円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員が正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる警ら、警戒、犯罪の捜査、交通の指導取締り又は留置施設の看守の業務に2時間以上従事したとき	勤務1回につき650円
爆発物処理等手当	警察職員が、次に掲げる業務に従事したとき (1)爆発物容疑物件の処理作業 (2)特殊危険物質(サリン及びびサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業 (3)特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業((2)に掲げる作業を除く) (4)特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業 (5)火薬類取締法又は高圧ガス保安法の規定による立入検査又は災害調査の作業	(1)爆発物容疑物件一個につき 5,200円 (2)日 額 5,200円 (3)日 額 250円 (4)日 額 460円 (5)日 額 300円
緊急呼出手当	警察職員が、突発的に発生した事件又は事故の処理作業に従事するため職務に専念する義務がない時間に緊急の呼出しを受け、正規の勤務時間外である夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において、当該作業に従事したとき	1 回 1,240円 (作業に従事した時間が3時間未満の場合620円)

(航空機搭乗業務手当)	警察職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき (1)航空機乗組員として行う業務 (2)操縦練習又は教育訓練 (3)捜索救難、犯罪捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り	操縦士 公安職給料表6級以上の者 1時間 5,100円 公安職給料表5級以下の者 1時間 3,600円 整備士 1時間 2,200円 その他の警察職員 1時間 1,900円
災害警備等手当	警察職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる作業に従事したとき (1)都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業(引き続き2日以上従事した場合に限る) (2)著しく危険な人命救助の作業	日 額 840円
(潜水手当)	警察職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	1時間 550円
警護等手当	警察職員が天皇若しくは皇族等の身辺の警衛又は警護の業務に従事したとき	日 額 640円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	2,178,696 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	193 千円
支給実績(20年度決算)	1,891,732 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	168 千円

(6) その他の手当(22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		942,822 千円	677 千円
初任給調整 手当	次の職に新たに採用された職員に対して、その額を超えない範囲内で1年を経過するごとにその額を減じて支給 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職月額306,900円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職月額30,000円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職月額50,000円	異なる	支給対象に獣医師を含めている。	106,020 千円	1,657 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (ア)配偶者 13,000円 (イ)配偶者以外 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合そのうち1人につき11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		1,495,818 千円	232 千円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 基礎控除額12,000円 最高支給限度額27,000円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は、職員本人が居住する場合の手当額の1/2) ・その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに支給 3,500円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は1,700円)	異なる	その所有に係る住宅に居住している職員に対して支給している	645,750 千円	111 千円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 定期券(6箇月を超えない範囲内で最も長い期間のもの)の価格。(全額支給限度額48,500円 最高支給限度額56,500円) ・通勤のため、自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ37,500円まで(54km以上は、距離に応じ加算) ・通勤のため、特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 特別料金等の2分の1の額(最高支給限度額28,000円) 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用の場合の全額支給限度額 ・自動車等使用の場合の手当単価 ・特別料金加算の限度額 	1,206,610 千円	115 千円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 ・月額23,000円+加算額(45,000円を超えない範囲内) 	同じ		108,489 千円	339 千円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・(正規の勤務時間内に勤務した全時間)×(勤務1時間当たりの給与額)×支給割合(125/100~150/100) 	同じ		363,793 千円	32 千円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき 12,000円を超えない範囲内の額 	同じ		13,208 千円	9 千円
特地勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・(給料+扶養手当)×支給割合(20/100を超えない範囲内) 	同じ		24,202 千円	255 千円
農林漁業普及指導手当	<ul style="list-style-type: none"> 農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員又は沿岸漁業等の改良普及に関する業務に従事する職員に支給 ・給料月額×支給割合(12/100を超えない範囲内) 			33,542 千円	262 千円
災害派遣手当	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第32条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 ・1日につき 6,620円を超えない範囲内の額 			0 千円	0 千円
夜勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・(深夜勤務時間数)×(勤務1時間当たりの給与額)×25/100 	同じ		時間外勤務手当に含む	
義務教育等教員特別手当	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校(学校教育法に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員に支給 ・学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、前掲の教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において支給 月額11,700円を超えない範囲内の額 			931,733 千円	131 千円

産業教育手当	教育職員のうち、農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭又は講師で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合に支給 ・給料月額×8/100(定時制通信教育手当との併給者6/100)			84,359 千円	420 千円
定時制通信教育手当	高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長、教頭及び教員に支給 ・定時制課程(夜間),通信教育課程 給料月額×8/100(管理職手当受給者6/100) ・定時制課程(昼間) 給料月額×7/100(管理職手当受給者5/100)			52,585 千円	414 千円
へき地手当	へき地学校等に勤務する学校職員に支給 ・(給料+扶養手当)×支給割合(20/100を超えない範囲内)			167,017 千円	527 千円

6 特別職の報酬等の状況(22年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	975,000 円 (1,300,000 円)	(25%減額 H19.11月～H23.3月)
	副 知 事	811,800 円 (990,000 円)	(18%減額 H19.11月～H23.3月)
報酬	議 長	875,000 円 (950,000 円)	(7万5千円減額 H19.11月～H23.3月)
	副 議 長	810,000 円 (860,000 円)	(5万円減額 H19.11月～H23.3月)
	議 員	760,000 円 (810,000 円)	(5万円減額 H19.11月～H23.3月)
期末手当	知 事	(21年度支給割合)		
	副 知 事	3.05 月分		
	議 長	(21年度支給割合)		
	副 議 長	3.05 月分		
	議 員			
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	130万円×在職月数×50/100	31,200,000 円	任期毎
	備 考	99万円×在職月数×40/100	19,008,000 円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

なお、平成19年11月からは、知事、副知事の期末手当についても、減額後の額を基礎として支給している。

2 退職手当の「1期の手当額」は、平成22年4月1日現在の支給率に基づき、

1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

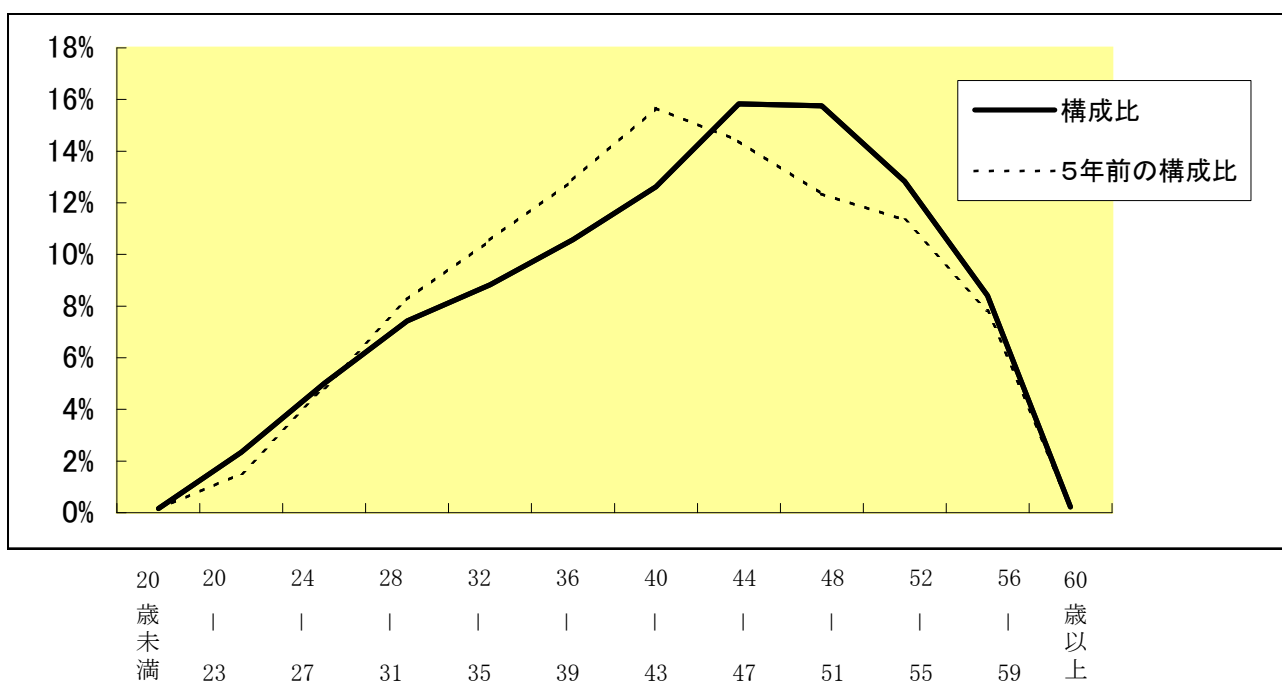
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	31	31	0	こども女性相談センターの体制整備による増 地域医療再生に向けた対応強化による増 公共事業関係職員の減
		総務企画	624	619	▲ 5	
		税務	147	144	▲ 3	
		民生	263	268	5	
		衛生	437	443	6	
		商工	158	162	4	
		労働	71	72	1	
		農林水産	782	761	▲ 21	
		土木	833	792	▲ 41	
	計	3,346	3,292	▲ 54	(参考:人口10万人当たり職員数413.10人)	
	特 政 別 部 行 門	教育	7,572	7,573	1	
警察		1,816	1,823	7		
小 計		12,734	12,688	▲ 46	(参考:人口10万人当たり職員数1592.18人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病院	838	877	39		
	その他	115	115	0		
	小 計	953	992	39		
合 計		13,687 [15,121]	13,680 [15,121]	▲ 7 [0]	(参考:人口10万人当たり職員数1716.66人)	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(22年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 22	人 321	人 685	人 1,015	人 1,207	人 1,447	人 1,727	人 2,165	人 2,155	人 1,756	人 1,149	人 31	人 13,680

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,703	3,637	3,561	3,430	3,346	3,292	▲ 411 (▲ 11.1 %)
教育	8,051	7,945	7,816	7,663	7,572	7,573	▲ 478 (▲ 5.9 %)
警察	1,780	1,814	1,853	1,837	1,816	1,823	43 (2.4 %)
普通会計計	13,534	13,396	13,230	12,930	12,734	12,688	▲ 846 (▲ 6.3 %)
公営企業等会計計	920	934	944	944	953	992	72 (7.8 %)
総合計	14,454	14,330	14,174	13,874	13,687	13,680	▲ 774 (▲ 5.4 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 2,077,237	千円 371,706	千円 792,089	% 38.1	% 36.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 6,726
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 91	千円 336,779	千円 89,329	千円 141,513	千円 567,621	千円 6,238	

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の給料月額、管理職手当等を次のとおり減額しています。

平成16年4月1日～平成19年3月31日	管理職手当を約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	管理職手当を10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	給料を7%～10%減額 管理職手当を15%減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳 島 県	41.9 歳	330,647 円	546,630 円
団 体 平 均	43.7 歳	364,564 円	567,269 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

徳 島 県		徳島県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,555 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,686 千円	
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分		(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(22年4月1日現在)

徳 島 県			徳島県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	27,353 千円	1人当たり平均支給額	7,168 千円	28,033 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0 %	91 人	0 %

エ 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	12,967 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	209 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	68.1 %	
手当の種類(手当数)	6	
手当の名称	支給対象	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	総合管理事務所等に勤務する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊な作業に従事したとき	1時間 100円～170円

交替勤務手当	総合管理事務所に勤務する職員が交替勤務に従事したとき	超過勤務手当相当額× (10/100～30/100)
発電給水業務手当	(1)電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき (2)総合管理事務所に勤務する技術系職員が電気事業及び工業用水道事業に係る業務に専ら従事したとき	(1)日 額 650円 (2)月 額 13,000円
用地取得等交渉業務手当	総合管理事務所等に勤務する職員が土地の取得等に関し権利者との間において現地で行われる業務に従事したとき	日 額 970円
特殊自動車等運転作業手当	総合管理事務所等に勤務する職員が道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転作業に従事したとき	日 額 300円
ダム管理責任業務手当	河川法第50条第1項に規定する管理主任技術者が、洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時に主任技術者としての業務に従事したとき	日 額 600円

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	28,009 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	355 千円
支給実績(20年度決算)	27,847 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	348 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		10,047 千円	837 千円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給 月額2,500円	同じ		0 千円	0 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (ア)配偶者 13,000円 (イ)配偶者以外 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合そのうち1人につき11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		13,473 千円	232 千円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 基礎控除額12,000円 最高支給限度額27,000円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は、職員本人が居住する場合の手当額の1/2) ・その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに支給 3,500円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は1,700円)	同じ		5,082 千円	104 千円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 定期券(6箇月を超えない範囲内で最も長い期間のもの)の価格。(全額支給限度額48,500円 最高支給限度額56,500円) ・通勤のため、自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ37,500円まで(54km以上は距離に応じ加算) ・通勤のため、特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 特別料金等の2分の1の額(最高支給限度額28,000円) 	同じ		6,888 千円	117 千円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 ・月額23,000円+加算額(45,000円を超えない範囲内) 	同じ		2,116 千円	265 千円
特地勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・(給料+扶養手当)×8/100 	同じ		8,222 千円	392 千円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・(深夜勤務時間数)×(勤務1時間当たりの給与額)×25/100 	同じ		143 千円	14 千円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿直又は日直の勤務に従事したときに支給 ・予算の範囲内で定める額 	同じ		2,300 千円	53 千円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき 12,000円を超えない範囲内の額 	同じ		156 千円	31 千円
災害派遣手当	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第32条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 ・1日につき 6,620円を超えない範囲内の額 	同じ		0 千円	0 千円

(2)工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 837,548	千円 327,976	千円 151,961	% 18.1	% 17.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 20	千円 71,876	千円 18,280	千円 29,452	千円 119,608	千円 5,980	千円 6,760

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の給料月額、管理職手当等を次のとおり減額しています。

平成16年4月1日～平成19年3月31日	管理職手当を約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	管理職手当を10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	給料を7%～10%減額 管理職手当を15%減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳 島 県	39.8 歳	310,818 円	497,863 円
団 体 平 均	45.0 歳	363,147 円	558,202 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

徳 島 県		徳島県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(21年度)		1人当たり平均支給額(21年度)	
1,473 千円		1,686 千円	
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.4 月分	2.75 月分	1.4 月分
(1.5) 月分	(0.7) 月分	(1.5) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 23～25%		・管理職加算 23～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(22年4月1日現在)

徳 島 県			徳島県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	27,353 千円	1人当たり平均支給額	7,168 千円	28,033 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0 %	19 人	0 %

エ 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	4,675 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	275 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	85.0 %	
手当の種類(手当数)	5	
手当の名称	支給対象	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	総管理事務所等に勤務する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊な作業に従事したとき	1時間 100円～170円

交替勤務手当	総合管理事務所に勤務する職員が交替勤務に従事したとき	超過勤務手当相当額× (10/100～30/100)
発電給水業務手当	(1)電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき (2)総合管理事務所に勤務する技術系職員が電気事業及び工業用水道事業に係る業務に専ら従事したとき	(1)日 額 650円 (2)月 額 13,000円
用地取得等交渉業務手当	総合管理事務所等に勤務する職員が土地の取得等に関し権利者との間において現地で行われる業務に従事したとき	日 額 970円
特殊自動車等運転作業手当	総合管理事務所等に勤務する職員が道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転作業に従事したとき	日 額 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	6,433 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	357 千円
支給実績(20年度決算)	6,198 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	344 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		1,627 千円	814 千円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給 月額2,500円	同じ		0 千円	0 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (ア)配偶者 13,000円 (イ)配偶者以外 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合そのうち1人につき11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		2,887 千円	241 千円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 基礎控除額12,000円 最高支給限度額27,000円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は、職員本人が居住する場合の手当額の1/2) ・その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに支給 3,500円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は1,700円)	同じ		914 千円	76 千円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 定期券(6箇月を超えない範囲内で最も長い期間のもの)の価格。(全額支給限度額48,500円 最高支給限度額56,500円) ・通勤のため、自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ37,500円まで(54km以上は距離に応じ加算) ・通勤のため、特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 特別料金等の2分の1の額(最高支給限度額28,000円) 	同じ		1,595 千円	100 千円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 ・月額23,000円+加算額(45,000円を超えない範囲内) 	同じ		0 千円	0 千円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・(深夜勤務時間数)×(勤務1時間当たりの給与額)×25/100 	同じ		70 千円	14 千円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき 12,000円を超えない範囲内の額 	同じ		0 千円	0 千円
災害派遣手当	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第32条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 ・1日につき 6,620円を超えない範囲内の額 	同じ		0 千円	0 千円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 15,962,119	千円 341,545	千円 8,567,376	% 53.7	% 53.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,339
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 845	千円 3,028,337	千円 1,595,689	千円 1,235,986	千円 5,860,012	千円 6,935	

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

本県の財政の健全化に資するため、職員の給料月額、管理職手当等を次のとおり減額しています。

平成16年4月1日～平成19年3月31日	管理職手当を約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	管理職手当を10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	給料を7%～10%減額(医師を除く) 管理職手当を15%減額 (医師については10%減額)

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(22年4月1日現在)

(医師)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳 島 県	44.9 歳	577,279 円	1,325,085 円
団 体 平 均	43.6 歳	544,277 円	1,341,608 円
事 業 者	46.7 歳		1,338,859 円

(注) 徳島県・団体平均の平均月収額には、期末・勤勉手当を含んでいるが、事業者は含んでいない。

(看護師)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳 島 県	36.3 歳	275,469 円	462,143 円
団 体 平 均	37.7 歳	303,048 円	487,069 円
事 業 者	38.6 歳		348,738 円

(注) 徳島県・団体平均の平均月収額には、期末・勤勉手当を含んでいるが、事業者は含んでいない。

(事務)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳 島 県	37.9 歳	281,126 円	498,969 円
団 体 平 均	43.4 歳	364,931 円	584,480 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

徳 島 県		徳島県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,520 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,686 千円	
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(22年4月1日現在)

徳 島 県			徳島県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	1,312 千円	25,981 千円	1人当たり平均支給額	7,168 千円	28,033 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		93,974 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		904 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0 %	767 人	0 %
医師	15 %	110 人	15 %

エ 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		188,381 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		301 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		74.6 %
手当の種類(手当数)		6
手当の名称	支給対象	左記職員に対する支給単価
感染症防疫等作業手当	(1)感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき (2)感染症の病原体に汚染されている区域における感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき	日 額 310円
放射線取扱手当	(1)月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が、100マイクロシーベルト以上であったことが、測定により認められた業務に従事したとき (2)放射線機器を使用して、エックス線等を人体に対して照射する作業を行う際に従事する診療又は介助若しくは介護の業務に従事したとき	日 額 350円
死体処理手当	(1)病院に勤務する職員のうち医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員が死体解剖の補助作業に従事したとき (2)病院に勤務する職員のうち医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員が死体の処理作業に従事したとき	(1)1体 2,500円 (2)1体 620円
医療等業務手当	(1)病院に勤務する助産師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師等が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる看護等の業務又は救命救急センターにおける救急医療等に関する業務に従事したとき (2)病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、特に高度又は困難な看護業務に従事したとき (3)病院に勤務する薬剤師が入院患者に面接して服薬指導の業務に従事したとき (4)病院に勤務する医師等が、正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき (5)病院に勤務する医師又は歯科医師が、県立病院又は公立の医療施設相互の間で行う診療の応援業務に従事したとき (6)管理職手当の支給を受ける医師又は歯科医師が、正規の勤務時間外において、解剖、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務等に従事したとき (7)病院に勤務する医師又は歯科医師(医師法第16条の2第1項の医師を除く。)が、宿日直勤務において、救急医療の業務に従事したとき。 (8)病院に勤務する医師のうち管理者の定める職員が、県立病院又は公立の医療施設で分べん業務に従事したとき	(1) I その勤務1回につき、次に掲げる区分に応じて定める額 ①その勤務時間が深夜の全部を含む場合 6,800円 ②深夜における勤務時間が2時間以上である場合(前号に掲げる場合を除く)3,350円 ③深夜における勤務時間が2時間未満である場合2,050円 II 深夜勤務の交替に伴う通勤には次の額を支給 通勤距離が片道5km未満 1回380円 通勤距離が片道5km以上10km未満 1回760円 通勤距離が片道10km以上 1回1,140円 (2)日 額 350円 (3)日 額 350円 (4)勤務1回につき 1,620円 (5)勤務1回につき 13,000円(当直勤務は7,000円) (6)1時間につき 2,800円 (7)勤務1回につき18,600円以内(宿直勤務) 勤務1回につき13,500円以内(日直勤務) (8)業務1回につき10,000円
有害物取扱手当	(1)有害物を使用して、健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査の作業に従事したとき (2)病院の薬剤師が管理者が定める調剤業務に従事したとき	日 額 340円
用地取得等交渉業務手当	土地の取得等に関し、権利者との間において現地で行われる交渉業務に従事したとき	日 額 970円

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	524,561 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	673 千円
支給実績(20年度決算)	496,637 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	643 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		54,969 千円	932 千円
初任給調整手当	次の職に新たに採用された職員に対して、その額を超えない範囲内で1年を経過することによりその額を減じて支給 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職月額410,900円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職月額50,000円	異なる	・医師等の専門性に関する資格等を有する職員のうち、職務にその資格が直接役立つと管理者が認めた場合の支給額	351,715 千円	3,382 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (ア)配偶者 13,000円 (イ)配偶者以外 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合そのうち1人につき11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		70,089 千円	219 千円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 基礎控除額12,000円 最高支給限度額27,000円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は、職員本人が居住する場合の手当額の1/2) ・その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに支給 3,500円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は1,700円)	同じ		62,405 千円	156 千円
通勤手当	・通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 定期券(6箇月を超えない範囲内で最も長い期間のもの)の価格。(全額支給限度額48,500円 最高支給限度額56,500円) ・通勤のため、自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ37,500円まで(54km以上は、距離に応じて2,800円を加算) ・通勤のため、特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 特別料金等の2分の1の額(最高支給限度額28,000円)	同じ		81,594 千円	137 千円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 ・月額23,000円＋加算額(45,000円を超えない範囲内)	同じ		3,887 千円	259 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・(深夜勤務時間数)×(勤務1時間当たりの給与額)×25/100	同じ		61,041 千円	154 千円
宿日直手当	宿直又は日直の勤務に従事した場合に支給 ・次に掲げる宿直又は日直の勤務1回につきそれぞれ定める額(勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれ定める額に50/100を乗じた額) ①入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務 (ア)主として救急患者に対処するための勤務の場合 33,000円(管理職手当の支給を受ける職員が行うものは40,000円) (イ)主として入院患者に対処するための勤務の場合 23,000円(管理職手当の支給を受ける職員が行うものは33,000円) ②救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の看護業務、医療技術業務又は事務を行うための宿直勤務又は日直勤務 5,900円 ③②以外の宿直勤務又は日直勤務 4,200円	同じ		100,713 千円	799 千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき 12,000円を超えない範囲内の額	同じ		2,360 千円	40 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 ・1日につき 6,620円を超えない範囲内の額	同じ		0 千円	0 千円